別表第2 (第7条)

騒音又は振動に係る特定作業

区分	作業の種類	
1	板金又は製かんの作業	
2	鉄骨又は橋りょうの組立ての作業(建設又は建築の現場作業を除	
	< 。)	
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これに類する	
	整地機又は掘削機を使用する作業(建設現場における作業を除く。)	
4	自走式破砕機による破砕作業(建設現場における作業を除く。)	

備考 別表第1に掲げる特定施設を設置して行う作業を除く。

別表第1 (第6条)

1 騒音に係る特定施設

1	騒音に係る特定施設
区分	施設の種類
1	金属加工機械
	ア 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上の
	ものに限る。)
	イ 製管機械
	ウ ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75キロワット以
	上のものに限る。)
	エー液圧プレス
	オー機械プレス
	カ せん断機(シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キ
	ロワット以上のものに限る。)
	キ 鍛造機
	ク ワイヤーフォーミングマシン
	ケーブラスト
	コ タンブラー
	サ 製鋲(びょう)機
	シ 製釘(てい)機
	ス 高速度切断機
	セー平削盤
	ソ 型削盤
	ター研磨機
	チ 自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5キロワット以上の
	ものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上の

	1 0 1 7 PH 7
	ものに限る。)
4	粉砕機
	ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機
	イ 食品加工用粉砕機
	ウ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)
5	繊維機械
	ア 織機(原動機を用いるものに限る。)
	イが積機械
	ウ 編組機
	エ 撚(ねん)糸機
6	建設用資材製造機械
	ア コンクリートプラント
	イ アスファルトプラント
7	木材加工機械
	ア ドラムバーカー
	イ チッパー
	ウー砕木機
	エ 帯のこ盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに
	限る。)
	オ 丸のこ盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに
	限る。)
	カ かんな盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに
	限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	铸型造型機
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製びん機
15	ドラムかん洗浄機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油バーナー(重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。)
19	走行クレーン
	ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5キロワット
	以上のものに限る。)
	イ 門型走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5キロワット

	1
	以上のものに限る。)
20	集じん装置
21	冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
22	原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。)
	ア ディーゼルエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに
	限る。)
	イ ガソリンエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限
	る。)
23	クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
	に限る。)
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35
	年法律第105号) 第2条第1項第9号に規定する自動車のうち自動二
	輪車及び同項第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造
	したものをいう。)による断郊競技施設

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 騒音規制法 (昭和43年法律第98号) 第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電 気工作物
- 4 ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 第2条第13項に規定するガス工作 物
- 2 振動に係る特定施設

区分	施設の種類
1	金属加工機械
	ア 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上の
	ものに限る。)
	イ製管機械
	ウ 液圧プレス
	エ 機械プレス
	オ せん断機(シャーリングマシン、原動機の定格出力が1キロ
	ワット以上のものに限る。)
	カ 鍛造機
	キ ワイヤーフォーミングマシン
2	圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
	に限る。)
3	粉砕機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
	ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機

	イ 食品加工用粉砕機
	ウ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリート製品製造機械
	ア コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力が2.95キロ
	ワット以上のものに限る。)
	イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動
	機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6	木材加工機械
	ア ドラムバーカー
	イ チッパー
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外の
	もので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)
11	冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 振動規制法 (昭和51年法律第64号) 第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物